相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区下落合二丁目一二番地、最後の住所東京都新宿区下落合二丁目二番二一六一四号　被相続人　亡　橋本　範子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

東京都新宿区三栄町二三―一ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所　相続財産管理人　弁護士　酒井　桃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市酒匂二丁目二六二番地、最後の住所神奈川県小田原市酒匂二丁目三八番一号　被相続人　亡　荻野　邦昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号　ＭＡＮＡＸ八階　内山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石渡　絵理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川六丁目八番地二、最後の住所神奈川県平塚市横内三九三一番地県営横内アパート四―四〇五　被相続人　亡　村岡　紀昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

神奈川県厚木市中町三丁目一二番三号藍田ビル五階　本厚木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　瀬戸　崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市石浦町三丁目三二七番地、最後の住所岐阜県高山市石浦町三丁目三二七番地　被相続人　亡　堂洞婦美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

岐阜県郡上市八幡町城南町二一八―一　尾藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　尾藤　望

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市東区有玉北町二〇七六番地、最後の住所静岡県浜松市浜北区染地台四丁目六番三号　被相続人　亡　石津　貞裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号　司法書士榛葉隆雄事務所　相続財産管理人　司法書士　榛葉　隆雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市山崎五八二四番地、最後の住所静岡県袋井市山崎五八二四番地　被相続人　亡　戸田　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号　ＳＬビル四階　はままつ共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡本　英次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市一色一五四八番地一、最後の住所静岡県焼津市一色一五四八番地の一　被相続人　亡　良知　さき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

事務所静岡県葵区一番町七番地　河野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　河野　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市大宮町一七二番地一、最後の住所静岡県富士宮市黒田二八六番地の九　被相続人　亡　石川　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

事務所静岡県富士市吉原四丁目六番一九号　長橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　長橋　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市港区東田中町二丁目一三五番地、最後の住所大阪市港区田中一丁目五番四号　被相続人　亡　笹下　昭生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　弁護士　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区栄町八番地一二、最後の住所佐賀県唐津市相知町中山三五四四番地一作礼荘　被相続人　亡　岐部　康博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月十日

神奈川県横須賀市船越町一丁目二八四番地　横須賀生コンクリート株式会社　代表取締役　新倉　成是

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株主の番号

有限会社三浦建材　神奈川県三浦市三崎町諸磯九六四番地　普通株式　八〇〇株　Ａ甲第〇〇一四九号～Ａ甲第〇〇一五六号

平成二十九年七月十日

佐賀県佐賀市中央本町三番一号ジックスビル六階　江崎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　江崎　匡慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日向市曽根町二丁目五七番地、最後の住所宮崎県日向市大字塩見一四一六八番地鮫島病院内　被相続人　亡　三樹　直幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十日

宮崎県日向市上町一七番一三号　ＫＹビル日向法律事務所　相続財産管理人　弁護士　五嶋　俊信

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂整理のために無縁墳墓等（無縁の遺骨）について改葬することになりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年七月十日

一、墳墓等所在地　福岡県福津市勝浦三五〇番地一

一、墳墓等の名称　安養堂

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県福津市勝浦五〇三番地　安養堂会長　天野　朝生